

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、「関係会社がそれぞれの市場に最適な組織体制・事業戦略で運営され、グループ全体の総合力を活かした経営を目指す」というものであります。その上で当社は、コーポレート・ガバナンスの強化・充実を経営上の重要な課題の一つとして位置付け、経営における透明性の向上と経営目標の達成に向けた経営監視機能の強化、企業価値の最大化に努めてまいります。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由]

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しておりますので、本欄に記載すべき事項はありません。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社アイソプラ	1,453,000	54.03
株式会社E-BONDホールディングス	500,000	18.59
松浦 行子	43,200	1.60
伊藤 満	40,300	1.49
楽天証券株式会社	32,200	1.19
株式会社SBI証券	12,998	0.48
小野田 俊男	11,400	0.42
伊藤 好一	10,700	0.39
向山 孝	10,100	0.37
高村 一則	10,000	0.37

支配株主(親会社を除く)の有無	――
-----------------	----

親会社の有無	株式会社アイソプラ、株式会社E-BONDホールディングス (非上場)
--------	------------------------------------

補足説明	
------	--

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	3月
-----	----

業種	情報・通信業
----	--------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
-------------------	---------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
石井 絵梨子	弁護士											
赤羽根 秀宜	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先 (d、e及びiのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石井 絵梨子	○	----	過去に会社経営に直接関与した経験はありませんが、M&Aやコーポレートガバナンス等に精通し、弁護士としての豊富な経験と高い見識を有しており、さらに金融庁への出向等の多岐にわたる経験をしており、その専門的見地から当社の経営執行の監督を行うとともに、当社の重要な経営判断の場において適切な助言及び提言を行うのに適任であることを判断したため。
赤羽根 秀宜	○	----	調剤薬局事業の経営に精通し、弁護士としての豊富な専門知識と経験を有しており、その経験を当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うのに適任であると判断したため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	員数の上限を定めていない
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から監査状況について監査結果の報告会で、説明を受けるほか、必要に応じて会計監査人との情報交換をしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
近藤 希望	公認会計士										△			
市村 大介	弁護士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
近藤 希望	○	----	公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を当社の監査体制に活かし、職務を適切に遂行できるものと判断したため。
市村 大介	○	----	弁護士としての豊富な専門知識と経験を有しており、その経験を主にコンプライアンス経営に活かし、職務を適切に遂行することができるものと判断したため。

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

新株予約権方式(平成20年6月27日定時株主総会決議) 70,000株
新株予約権方式(平成27年6月26日定時株主総会決議) 800,000株

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、社内監査役

該当項目に関する補足説明

役員退職慰労金制度の代替の一部として、付与しております。
業績向上に対する意欲を持ち、士気を高めるため付与しております。

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額につきましては、有価証券報告書において開示されております。
有価証券報告書は、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)」に提出しており、以下のURLをご参照ください。
<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

[社外取締役(社外監査役)のサポート体制]

社外監査役を補佐する専従スタッフは置いておりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会は7名の取締役(提出日現在)によって構成され、うち2名を社外取締役とし、取締役会規程で定められた事項の審議と決議及び報告を行っております。3ヶ月以内に1回の取締役会を開催し、取締役会決議事項の審議、関係会社管理規程に定められた事項の審議を行い、その他経営課題への取り組みに際しては、日々変化する環境に迅速に対処するため緊密な連絡・会議を持ち、機動的な経営を行う体制を整えております。また、当社は監査役会制度を採用しております。監査役会は3名の監査役によって構成され、うち2名を社外監査役とし、会社の経営について公正な監査を行う体制にあります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役制度を採用し、監査役による取締役会に出席し意見を述べるなどをおして、取締役の職務遂行を監査する体制としております。これにより、経営の健全性の確保、効率性の向上を図ることにより、コーポレートガバナンスの充実・強化に取り組んでおります。監査役設置会社を採用する理由については、監査役会を構成する3名のうち、2名が社外監査役で、2名が独立役員にも指名されておられ、客観的な見地から経営監視が可能であります。
当社の事業規模、業態等に鑑み、上記コーポレートガバナンスの体制の概要に記載した体制を維持することにより、当社の経営上の適正性、公正性は十分に担保されるものと考えており、コーポレートガバナンス体制は有効に機能しているものと判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

補足説明		代表者 自身に よる説 明の有 無
IR資料のホームページ掲載	決算情報（短信）、その他の適時開示資料等を掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムに関する基本方針

当社は企業理念において「ソフィアグループは、たえずお客様のニーズを先取りし、先進的なITサービスによる新しい価値の創造を通して、社会貢献する事を目指します。」と定め、役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とすること、また、その精神を代表取締役が繰り返し役職員に伝えることによって、法令遵守があらゆる企業活動の前提となることを徹底することとしており、内部監査室は、各部門の業務が法令及び定款並びに社内規程に適合して行われていることを監査において確認するものとしております。

また、上記企業理念の他、当社の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用に関する基本的な考え方として、「経営の透明性が求められるなかであって、経営環境の変化に迅速かつ適切に対応できる組織体制でありながら、同時にリスク管理及び牽制の働く組織体制を構築し、維持することを目指す」と定めております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人に対して、当社グループの一員として必要な知識及び倫理観の醸成を図るべく、コンプライアンス教育を実施する。
- (2) コンプライアンス違反行為等について、取締役及び使用人が相談・通報を行える内部通報制度を整備する。
- (3) 内部通報制度の利用者は、その利用においていかなる不利益も受けないものとする。
- (4) 社会的秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力にたいしては毅然とした態度を貫き、一切の関わりを持たないものとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 法令及び文書管理規程に従い、当社取締役会の記録及びその他決裁書等、当社取締役の職務執行に係る重要な情報を適切に保存しかつ管理する。
- (2) 当社取締役の職務執行に必要な文書等については、取締役及び監査役が常時閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、経営会議において十分な審議を行うほか、特に重要なものについては取締役会において報告する。
- (2) グループ会社において重大なリスクが顕在化したときには対策本部を設置し、被害を最小限に抑制するための適切な措置を講ずる。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社取締役会は、法令及び取締役会規程で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行状況を監督する。
- (2) 取締役会は、原則として3ヶ月以内に1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し機動的な意思決定を行う。
- (3) 当社は、迅速で効率性の高い企業経営を実現するために執行役員制度を導入する。

5. 財務報告の信頼性・適正性を確保するための体制

- (1) 財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある法令に基づき評価等を行う。
- (2) 当社及びグループ会社は、業務の執行にあたり職務分離による牽制等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。

6. グループ会社における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、グループ会社における経営の健全性及び効率性の向上を図るため、取締役及び監査役をグループ会社に必要に応じて派遣するとともに、当社内に主管部門を設け、子会社の事業運営に関する重要な事項について子会社から報告を受け協議する。
- (2) 監査役は、往査を含め子会社の監査を行うとともに、グループ会社における業務の適正を確保のため、監査に関して子会社の監査役と意見交換等を行い、連携を図る。
- (3) 当社の内部監査室は、グループ会社の監査を実施し、子会社等が当社に準拠して構築する内部統制及びその適正な運用状況について監督する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役は監査役職務補助使用人を配置する。

8. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

当該使用人は、監査役職務補助者業務を遂行するにあたり取締役の命令を受けないものとし、その任免、専任・兼任の別、異動、人事考課、懲戒に関しては、事前に監査役会の同意を要することとし、当該使用人の独立性及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性を確保する。

9. 取締役及び使用人の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役及び使用人は、当社の業務又は業績に与える重要な事項について監査役に適宜報告する。
- (2) 監査役は、必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、重要な意思決定プロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会その他重要な会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に関わる重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができるものとする。
- (2) 監査役は、監査役会規則及び監査役監査基準書に基づき監査の実効性を確保するとともに、代表取締役と定期的な会合を持ち、会計監査人及び内部監査人と緊密な連携を図りながら監査業務の達成を図るものとする。

11. 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に対しての報告、又は監査役監査に対して対応・協力した者が、当該報告又は対応・協力を行ったことを理由として不利な取扱いを禁止するとともに、子会社においてもその徹底を図るものとする。

12. 監査役の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に関わる方針に関する事項

監査役がその職務の執行につき、費用の前払い等を請求したときは、請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを

証明した場合を除き、当社はこれを拒むことはできないものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社の反社会的勢力への対応については、社会的秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは一切関わりを持たず、また、不当な要求に対しては、組織全体として毅然とした姿勢で対応するよう努めます。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

